

山形市地域防災計画

山形市防災会議

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の方針	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格	1
第2節 計画の運用	2
第1 計画の運用	2
第2 計画の修正	2
第3節 市及び防災関係機関の実施責任と業務の大綱	3
第1 実施責任	3
第2 処理すべき事務又は業務の大綱	3
第4節 山形市の概況	7
第1 自然環境	7
第2 社会環境	8

第2章 災害予防計画

第1節 都市の防災化	12
第1 土地利用計画	12
第2 都市施設整備	12
第3 市街地開発事業	13
第4 宅地開発	13
第5 防災業務施設等の整備	13
第6 地域特性の活用と整備	13
第2節 防災訓練	14
第1 総合防災訓練	14
第2 図上訓練	14
第3 その他の防災訓練	14
第3節 調査研究	16
第1 調査の方法等	16
第2 調査項目	16
第4節 防災知識の普及	18
第1 普及内容	18
第2 普及方法	18
第5節 自主防災組織の育成	20

第 1	自主防災組織の育成・活動の推進	20
第 2	企業（事業所）等における防災の促進	21
第 3	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	21
第 5 - 1 節	集落の孤立予防	23
第 1	孤立のおそれのある集落の状況	23
第 2	基礎的な情報の把握・共有	23
第 3	予防対策	23
第 6 節	避難行動要支援者対策計画	25
第 1	災害時要配慮者及び避難行動要支援者	25
第 2	要支援者への支援体制	25
第 7 節	避難所及び避難場所の整備	30
第 1	避難所及び避難場所の指定	30
第 2	地区避難所及び地区避難場所の活用	32
第 3	大規模な公共施設等の活用	33
第 4	福祉避難所の指定	33
第 5	車中避難場所	34
第 6	避難所及び避難場所の周知等	34
第 8 節	災害時用備蓄の充実	35
第 1	自助備蓄の推進	35
第 2	共助備蓄の推進	36
第 3	公助備蓄の推進	36
第 4	応援協定の推進	37
第 9 節	地震災害の予防	38
第 1	基本的な考え方	38
第 2	山形盆地断層帯被害想定	38
第 3	山形盆地断層帯の被害想定	41
第 4	地震情報の伝達	42
第 5	地震災害の総合対策	43
第 6	市民への広報及び啓発	44
第 10 節	水害の予防	45
第 1	治山	45
第 2	治水	45
第 11 節	風害の予防	48
第 1	広報計画	48
第 2	屋外広告物等対策	48
第 3	街路樹対策	48

第 4 農作物対策	48
第12節 土砂災害の予防	50
第 1 土砂災害危険区域等	50
第 2 予防対策	50
第13節 雪害の予防	53
第 1 克雪対策	53
第 2 雪崩、融雪災害対策	53
第 3 道路施設の交通確保対策	54
第14節 火山災害の予防	55
第 1 火山災害対策の基本的考え方	55
第 2 火山情報等の発表及び伝達	57
第 3 蔵王山火山防災協議会の設置	62
第 4 火山防災マップの作成及び周知	62
第 5 噴火予報の発表に伴う措置	62
第 6 警戒避難体制の整備	63
第 7 防災知識の普及	63
第 8 避難促進施設指定及び避難確保計画の作成	64
第15節 地盤沈下の予防	65
第 1 地盤沈下の概況	65
第 2 地盤沈下監視調査及び被害状況	65
第 3 地盤沈下防止対策	66
第16節 火災の予防	68
第 1 防火思想の啓発普及	68
第 2 建築物の確認申請時の防火指導	68
第 3 防火対象物点検報告制度による法令基準の適合確保	68
第 4 火災予防査察の強化	69
第 5 火災危険区域の火災予防	69
第 6 防火管理者講習会	69
第 7 林野火災予防	70
第17節 危険物施設等災害の予防	71
第 1 危険物施設災害予防対策	71
第 2 都市ガス等災害予防対策	71
第 3 火薬類の災害予防対策	71
第18節 水道施設の防災	72
第 1 施設の耐震化	72
第 2 施設の集中管理	72

第 3	各水系間の連絡通水体制の確保	72
第 4	図面の整備	72
第 5	災害用緊急貯水槽の設置	72
第19節	下水道施設の防災	73
第 1	施設の耐震化	73
第 2	浄化センターの防災計画	73
第20節	道路・橋りょうの防災	74
第 1	道路の安全性の向上	74
第 2	橋りょうの安全性の向上	74
第21節	建築物等の被害予防	75
第 1	建築物防災知識の普及	75
第 2	耐火・耐震建築物の促進	75
第 3	特殊建築物の防災指導	75
第 4	定期報告制度に基づく指導	76
第 5	空き家対策	76
第22節	文化財の防災	77
第 1	予防措置	77
第 2	防災訓練の実施と市民意識の高揚	77
第23節	凍霜害の予防	79
第 1	情報収集伝達	79
第 2	農作物予防対策	79
第24節	原子力災害の事前対策	80
第 1	原子力施設立地環境	80
第 2	防災体制の整備	80
第 3	資機材等の確保	81
第 4	防災知識の普及	81

第 3 章 災害応急対策計画

第 1 節	災害対策本部	82
第 1	本部の組織	82
第 2	本部の設置及び閉鎖	82
第 3	本部員会議	83
第 4	本部連絡員	83
第 5	部課等の組織及び分掌事務	84
第 6	外部関係機関の派遣要請	84
第 7	業務継続性の確保	84

第1-1節	災害対策連絡会議	86
第1	連絡会議の組織	86
第2	連絡会議の設置及び閉鎖	86
第3	連絡会議	87
第4	連絡会議連絡員	87
第5	部課等の組織及び分掌事務	88
第6	副市長及び関係部長等による4者協議	88
第7	外部関係機関の派遣要請	89
第2節	防災支部	90
第1	防災支部の開設及び閉鎖	90
第2	開設場所	90
第3	役割	91
第4	市職員の配備	91
第5	防災支部の運営	92
第6	分掌事務	92
第7	現地災害対策本部への格上げ	92
第2-1節	市避難所	94
第1	市避難所の開設及び閉鎖	94
第2	開設場所	94
第3	役割	95
第4	受入対象者	95
第5	市職員の配備	95
第6	市避難所の運営	96
第7	分掌事務	97
第8	市避難所を兼ねる一時避難場所の取扱い	97
第3節	職員警戒配備、動員	98
第1	警戒配備体制	98
第2	動員体制	99
第3	連絡体制	100
第4	出動の方法	100
第5	動員者の報告	101
第6	職員の応援	101
第7	動員名簿の作成	101
第8	消防本部における動員	101
第9	上下水道部における動員	101
第10	市立病院済生館における動員	101

第4節	気象情報の発表・伝達	102
第1	予報及び警報等の発表	102
第2	予報及び警報等の伝達	112
第3	異常現象発見時の通報	112
第5節	通信情報	116
第1	情報の受伝達系統	116
第2	災害情報の収集、伝達	117
第3	災害時の通信、連絡	118
第4	災害時の情報共有	119
第6節	被害調査	120
第1	被害調査の実施	120
第2	被害程度の判定	121
第3	り災台帳の整備	121
第4	り災証明書の発行	121
第5	被災者台帳の整備	123
第6	被災者への周知	123
第7節	広報	124
第1	広報活動	124
第2	報道機関への発表	126
第3	広聴活動	126
第8節	混乱防止の対策	127
第1	情報パニックによる混乱防止	127
第2	避難時の混乱防止	127
第3	公共施設等の混乱防止	127
第9節	避難	128
第1	避難	128
第2	避難指示等	128
第3	避難指示等の伝達	137
第4	避難方法	138
第5	避難受入計画	140
第6	学校、病院等における避難対策	142
第7	避難指示の解除	142
第9-1節	広域避難計画	143
第9-2節	災害時避難行動要支援者避難支援	144
第1	名簿の提供	144
第2	要支援者への避難支援対策	144

第9-3節 孤立集落対策	146
第1 孤立実態の把握	146
第2 初期の対応	146
第3 救助・救出対策	146
第4 生活必需物資の搬送	146
第10節 応急給水	147
第1 給水の基準	147
第2 応急給水計画	147
第3 給水の方法	147
第4 応援要請	147
第5 地下水による生活用水の給水	147
第11節 食料の供給	148
第1 配布の基準	148
第2 調達の方法	148
第3 不足する食料の受け入れ	149
第4 配布の方法	149
第5 炊き出しの実施	149
第6 国によるプッシュ型支援	149
第12節 生活必需品の供給	150
第1 生活必需品供給の基準	150
第2 調達の方法	150
第3 不足する生活必需品の受け入れ	150
第4 配布の方法	151
第5 国によるプッシュ型支援	151
第13節 救出・救助	152
第1 救出の対象者	152
第2 救助隊の編成	152
第3 救出の方法	152
第14節 医療・助産	153
第1 保健医療調整チーム	153
第2 医療救護班の編成等	153
第3 医療・助産の方法	154
第4 医薬品、衛生材料等の確保	155
第15節 保健・防疫	156
第1 保健活動	156
第2 防疫活動	156

第16節	遺体の捜索、安置、埋葬	158
第1	遺体の捜索	158
第2	遺体の安置	158
第3	遺体の処理	158
第4	遺体の埋火葬	159
第5	遺体の処理、安置、埋、火葬の事務処理	159
第17節	住宅等の対策	160
第1	応急仮設住宅	160
第2	市営住宅への入居	160
第3	被災住宅の応急修理	160
第4	被災住宅、建築物に対する調査・指導	161
第18節	文教対策	162
第1	災害時の応急対策	162
第2	応急教育	162
第3	学用品の支給	163
第4	文化財の保護	163
第19節	労務の供給	164
第1	労務者の確保	164
第2	技術者の従事命令等	164
第3	ボランティア	165
第20節	応急輸送	167
第1	輸送車両の調達	167
第2	輸送の対象	167
第3	輸送の方法	167
第4	緊急輸送ルートを選定	168
第21節	清掃	169
第1	ごみの収集及び処理	169
第2	し尿の収集及び処理	170
第3	処理施設の応急復旧対策	170
第22節	障害物の除去	171
第1	道路・河川の障害物除去の優先場所	171
第2	道路・河川障害物の除去	171
第3	住宅障害物の除去	171
第23節	消防	172
第1	消防組織	172
第2	火災警報の発令、伝達	172

第3	情報計画	172
第4	火災警防計画	172
第5	救助・救急計画	173
第6	相互応援協力体制	173
第24節	水防	174
第25節	火山災害対策	175
第1	噴火警報「噴火警戒レベル2（火口周辺規制）」の発表に伴う対応	175
第2	噴火警報「噴火警戒レベル3（入山規制）」の発表に伴う対応	176
第3	噴火警報「噴火警戒レベル4（高齢者等避難）」の発表に伴う対応	178
第4	噴火警報「噴火警戒レベル5（避難）」の発表に伴う対応	180
第5	降灰後の降雨による土石流の対応	181
第6	救助対策	183
第7	その他	183
第26節	道路・橋りょう対策	184
第1	情報の収集	184
第2	応急活動体制	184
第3	応急資器材の調達	184
第4	道路・橋りょう応急措置の優先場所	184
第5	道路の応急措置	184
第27節	水道施設対策	185
第1	災害時の活動体制	185
第2	施設の応急復旧	185
第3	応急資器材	185
第4	他団体への応援要請	185
第5	広報計画	186
第28節	下水道施設対策	187
第1	災害時の活動体制	187
第2	施設の応急措置	187
第3	応急資器材	187
第4	他団体への応援要請	187
第5	広報計画	187
第29節	交通対策	188
第1	交通状況の把握	188
第2	交通規制	188
第3	道路管理者による車両の移動等	189
第4	緊急通行車両	190

第 5	運転者のとるべき措置	190
第30節	相互応援	192
第 1	自治体との相互協力	192
第 2	応援の要請	192
第 3	各団体からの応援の活動拠点	192
第30-1節	広域避難者の受入れ	193
第31節	自衛隊の派遣要請	194
第 1	派遣要請	194
第 2	受入れ体制	194
第 3	派遣要請の代理者	194
第 4	派遣自衛隊の業務	194
第 5	派遣要請連絡系統図	195
第 6	自衛隊の自主派遣	196
第32節	災害救助法による救助	197
第 1	実施責任者	197
第 2	災害救助法の適用	197
第 3	災害救助法による救助	198
第 4	災害救助法の適用手続き	198
第 5	応援救助の実施状況の報告	198
第33節	義援金品の配分	199
第 1	義援金品の受付	199
第 2	義援品の配分	199
第 3	義援金の配分	199
第34節	物的公用負担等の実施	200
第 1	応急公用負担等の権限	200
第 2	損失補償等	200
第35節	原子力災害対策	201
第 1	情報収集及び情報伝達	201
第 2	屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	201
第 3	原子力災害医療活動等の実施	202
第 4	モニタリングの実施	203
第 5	放射性物質対策の実施	203
第 4 章 災害復旧計画		
第 1 節	公共施設の復旧	205
第 1	土木施設の復旧	205

第2	その他の公共施設の復旧	206
第3	復旧技術職員の確保	206
第4	緊急資金の確保	206
第2節	水道施設の復旧	207
第1	施設の復旧優先順位	207
第2	管路における復旧順位の指定	207
第3	給水装置の復旧優先順位	207
第3節	被災者の生活安定対策	208
第1	税の減免、徴収猶予	208
第2	災害援護資金の貸付け	208
第3	災害弔慰金等の支給	210
第4	その他の援助	210
第4節	事業所への融資	211
第1	融資計画	211
第2	農林水産業関係融資の種類	211
第3	中小企業関係融資の種類	211
第4	私立学校、医療機関への融資	211
第5節	激甚災害指定による復旧	213
第1	激甚災害指定の手続き	213
第2	激甚災害の指定による援助の種類	213
第6節	原子力災害による制限措置等からの復旧	214
第1	制限措置等の解除	214
第2	モニタリングの継続及び汚染の除去等	214
第3	風評被害の軽減及び損害賠償請求等	214

内容：令和6年9月12日現在